

新型コロナウィルス感染症の疑い発生に係るチェックリスト

個人情報の取扱いについて

- 個人情報の取扱いについては、十分に留意すること
- 個人情報の共有は必要最低限の範囲とし、みだりに他人と共有しないこと
※本人が了承する範囲での情報提供が原則です
- 保健所、本人、当該事業所など以外からの信ぴょう性に欠ける情報を信用し、みだりに他人と共有しないこと

1. 情報共有・報告(個人情報の共有にあたっては必ず本人または家族の了承を得ること)

- 管轄の保健所 □事業所管理者、事業所内(サービス継続については保健所と相談し、事業所で判断)
- 東三河広域連合及び所在市町村担当課(休祝日は所在市町村代表電話あて連絡) ※検査決定時及び結果判明時
- 医師(□協力医療機関の担当医 □利用者の主治医 □事業所に勤務する配置医 □産業医など)
- ケアマネ □家族など

2. 消毒・清掃(利用した部屋・共有スペースなど)※一般的な対応例です。原則、保健所の指示に従ってください。

- 消毒の実施
 - 手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭または次亜塩素酸ナトリウム液で清拭、水拭き、乾燥
(業者による消毒の実施については保健所と相談し、事業所で判断)
- 利用車両や送迎車両の換気、消毒など
- フロアの見取り図の準備、ゾーニング(感染・非感染エリアの区分け)など
※ゾーニング後は職員に周知徹底する

3. 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定

- 同居者や同室者、数分間の接触(2m以内)があった者
- 感染の防護なしで介護した者(お互いマスクを着用していれば、感染低リスク)
- 痰、体液、排せつ物などの汚染物質(ティッシュ、タオルなど)に触れた可能性が高い者
- 手で触れられる距離(目安として1m)で、必要な感染予防策なしで15分以上接触があった者
- 症状出現2日前からの接触者リストの作成(氏名、生年月日、住所、連絡先(十利用者は介護度))
- 職員の直近2週間の勤務表の準備

4. 濃厚接触が疑われる利用者への対応 ※一般的な対応例です。原則、保健所の指示に従ってください。

【訪問系・通所系】

- 自宅待機
 - ※自宅待機の注意事項
 - ①感染疑いの者と同居者の部屋を分ける
 - ③全員マスクを着用する
 - ⑤できるだけ換気をする
 - ⑦汚れたリネン・衣類などを洗濯する
 - ②介護する人を限定する
 - ④こまめに手洗い・うがいをする
 - ⑥共有部分を消毒する
 - ⑧ゴミは密閉して捨てる(空気抜きは極力しない)
- 在宅における必要なサービスの確保をする(ケアマネと連動する)
- 利用者のケア記録(体温、症状などの分かるもの)を準備する
- 職員を含む全体の健康状態を把握する

令和2年10月15日付厚生労働省老健局老人保健課ほか事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)」(以下「事務連絡」)も必ずご確認ください。

【入所系】

- 原則として個室に移動する
- 担当する職員を固定する
- 1~2時間ごとに5~10分の換気を行う(共有スペースなどを含む)
- 職員は使い捨て手袋とサージカルマスクを着用する(利用者がマスクを着用できなければフェイスシールドやガウンなどを着用する)
- ケア前後の手洗い、手指消毒を徹底する ※手指消毒前に顔などに触れない

- 体温計などの器具は可能な限り当該利用者専用とする
- 来訪者との接触の制限を行う 職員を含む全体の健康状態を把握する
- 利用者のケア記録(体温、症状など分かるもの)を準備する

※濃厚接触した利用者への個別ケア

【訪問系(通所系から訪問系に切り替えた者を含む)】

- ①食事の介助
 - 食事前に手洗いをする 食器は使い捨ての容器にする
 - 排泄の介助
- おむつ交換では手袋やサージカルマスク、ガウンを着用する
- ポータブルトイレの場合は使用後に次亜塩素酸ナトリウム液などで消毒する
- ③清潔・入浴の介助、洗濯
 - 介助が必要な場合は清拭する 一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾燥させる
- ④環境整備
 - 部屋の清掃では、マスク、手袋などを着用する
 - ティッシュなどのゴミの処理は、ビニール袋に入れるなどの感染防止対策を講じる

【入所系】

- ①食事の介助
 - 原則、個室での対応とする 食器は使い捨ての容器にする
 - 排泄の介助
- 使用するトイレは専用とする
- おむつ交換では手袋やサージカルマスク、ガウンを着用する
- 使用済みおむつ等の廃棄物の処理に当たっては、感染防止対策を講じる
- ポータブルトイレの場合は使用後に次亜塩素酸ナトリウム液などで消毒する
- ③清潔・入浴の介助、洗濯
 - 介助が必要な場合は清拭する
 - 個人専用の浴室で、介助なく入浴ができる場合は入浴可能
- ④環境整備
 - リネン・衣類などは、熱水洗濯機で処理または次亜塩素酸ナトリウム液で処理する
 - ティッシュなどのゴミの処理は、ビニール袋に入れるなどの感染防止対策を講じる

施設種別により処理方法が異なります。
詳細は事務連絡をご確認ください。

※サービス提供にあたっての留意事項

- 出勤前に検温し、発熱、風邪症状がある場合は出勤しない
- 濃厚接触が疑われる者については可能な範囲で担当する職員を固定する
- 長時間の見守りでは可能な範囲で距離を保つ 換気を徹底する
- ケアする場合は、マスク、手袋などを着用する
- ケア前後の手洗い、手指消毒を徹底する(手指消毒前に顔などに触れない)
- 体温計などは消毒用エタノールなどで消毒する

5. 濃厚接触が疑われる職員への対応

- 発熱などの症状がある場合 → 自宅待機(保健所の指示に従う)
- 発熱などの症状がない場合 → 自宅待機が望ましい(保健所と相談し、事業所で判断)

※必要に応じて、勤務体制の変更、職員の確保などを行う

6. 施設に出入りした者などの記録(常時)

- 職員 面会者 業者

※少なくとも氏名、電話番号、勤務(所属)先は確実に記録する

«参考»

厚生労働省老健局老人保健課ほか事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)」
東京都医師会「新型コロナウイルス感染疑い発生時の対応チェックリスト(訪問系、通所系、入所系)」